

『旭川市における公契約の基本を定める条例』に関する 検討結果報告書』について

1. 旭川市で公契約条例に関する初の検討

旭川市契約審査委員会（委員長「浅田政広・旭川大学名誉教授」）は二〇一八年一月下旬、「旭川市における公契約の基本を定める条例」（平成二八年二月一三日条例第八二号）に関する検討結果報告書を取りまとめた。

同条例は、制定当初より附則第二項に「市は、この条例の施行後、二年を超えない範囲内において、この条例の運用状況について学識経験者その他市長が適当と認める者の意見を聴いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と明記しており、これにより、二〇一八年二月までを期限として、学識経験者等の意見を聴いて検討を加えることが予定されていた。

右記の附則に基づく条例の検討の作業は、旭川市契約審査委員会の所掌する案件とされた。作業は条例制定の約半年後に当たる二〇一七年五月下旬からスタートし、以降、二〇一八年一月までの約一年半の間に六回にわたる議論が続けられてきた。その結果を取りまとめたのが、本稿で紹介

する『旭川市における公契約の基本を定める条例』に関する検討結果報告書』である。

公契約条例の制定例は、二〇一八年六月の時点で全国四九自治体に広がっているが、最低賃金を上回る水準の労務報酬下限額の支払い義務に関することなどを定める、いわゆる賃金条項を備えたタイプ（二二団体）と、同条項を備えていないタイプ（二七団体）の二種に大別され、前者は賃金保障型、後者は理念型などと総称される（連合（二〇一八）三八〇参照）。道内の自治体としては初の制定例となる旭川市条例は後者に分類され、公契約条例の推進派などからは理念型から賃金保障型への改正が期待されてきた。

審査委での本件検討作業が大詰めを迎えていた二〇一八年一月一日、旭川市では任期満了に伴う市長選挙が実施された。結果として、本条例制定時の現職市長にして、二〇一八年市長選の公約にも「公契約条例の検証と、より公平・透明・公正な公契約の推進強化」を掲げた西川将人氏が四選を果たしており、審査委での議論の動向や報告書の内容が注目されていた。

2. 旭川市契約審査委員会について

旭川市契約審査委員会（以下、審査委）は、市の公共工事等に係る入札及び契約について、その適正化の促進に関する事項について調査審議することなどを目的として二〇〇八年二月一日設置された。なお、「旭川市の公契約に関する方針」（二〇〇八年八月二一日決定）が定められたのもこの年である。

審査委は、当初は市長の私的諮問機関の位置付けであったが、二〇一七年四月一日の「旭川市契約審査委員会条例」（平成二九年三月二四日条例第一四号）の施行により付属機関に移行している。あわせて、同月一四日には「旭川市契約審査委員会運営要綱」が施行され、委員会の所掌事項（第二条）に「公契約に係る施策に関する重要事項その他入札及び契約手続等の適正化を図るため市長、水道事業管理者又は病院事業管理者が必要と認める事項について審議を行うこと」（第五号）が列せられた関係で、「旭川市における公契約の基本を定める条例」附則第二項に基づく検討は審査委の所掌するところとなった。

審査委は、「旭川市契約審査委員会条例」第二条により、委員四人以内で構成するとされる。また、第三条により、委員は、委員会の担任する事項に関し公正中立な立場で調査審議を行うことができる者であって、学識経験を有するものその他

市長が適当と認めるもの」から選ぶとされ、任期二年、再選可能とされている。

本件の検討に関わった委員は、大学名誉教授委員（長）、公認会計士、弁護士、税理士兼行政書士の計四名である。

3. 報告書の特徴

報告書の構成は、まず、条例制定の背景と経緯、市の入札・契約の現況、他自治体の公契約条例の状況などを振り返った上で、条例第三条の掲げる、公契約に関する施策の推進にあたっての四つの基本方針をそれぞれ検討し、市の取り組みの現況と課題、委員の主な意見を整理している。四つの基本方針とは、「地域内での経済の循環及び活性化を図ること」、「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」、「品質及び適正な履行を確保すること」、「公平性、公正性及び透明性の向上を図ること」である。これらについて個別に検討し、最後に結論として「まとめ」を提示するという流れである。

このうち、賃金条項の追加の是非などに関する検討の結果については、右記の基本方針のうち、「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」の中で取り上げられ、特に多くの誌幅を費やして紹介されている。

この中で、公契約従事者の賃金下限額の制定の

必要性については、まず「規定で期待される効果」として、従事者の賃金の上乗せ、自治体が適正と考える賃金の認知、公金の使途の透明性の向上が挙げられる一方、規定に当たった課題として、適用可能契約の狭さ、賃金増額の一過性、受注者の負担の増加、雇用契約及び関係法令等との整合性が未整理、といった諸点が挙げられた。

あわせて、本項目の検討にかかる委員の主な意見についても、「まとめ」で「残念ながら意見の一致を見なかった」と記しているように、公契約従事者の労働環境に対する自治体の関与は積極的であるべきとする立場と慎重であるべきとする立場の両論併記となっている。

その上で審査委は、市に対し、市内の賃金実態などの把握、これまでの条例の効果の検証、それらの調査の仕組みづくりなどを求めつつ、地域のバランスに配慮した施策の推進への期待を述べ、報告書を締めている。

本報告書が市に求めたこれらの取り組みへの対応も含め、旭川市の公契約条例・制度の今後の動向が引き続き注目される。

【参考文献・資料】

- ・ 川村雅則「旭川市における公契約条例の制定と今後の課題」『北海道自治研究』第五七六号所収三九～四二頁）公益社団法人北海道地方自治研究所

二〇一七年一月

- ・ 川村雅則ほか「市民シンポジウム 公契約条例を社会に広げよう」同第五八二号所収二二～二七）同二〇一七年七月

- ・ 日本労働組合総連合会（連合）総合労働局『公契約条例制定に向けた取り組みの手引き（初版）』二〇一八年六月

【参照ウェブサイト】

- ・ 旭川市役所「旭川市における公契約の基本を定める条例について」
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/578/580/p003657.html>
- ・ 旭川市役所「旭川市契約審査委員会」
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/578/579/p003738.html>

△ 編集部・正木浩司

・基本方針「公契約従事者の適正な労働環境の確保」の推進事項となっている「適正価格での発注の促進」は、むしろ基本方針「品質及び適正な履行を確保すること」に位置付けられることなのではないか。

4 基本方針「公平性、公正性及び透明性の向上を図ること」について

旭川市の取組と課題

旭川市では一般競争入札をすべての業務で積極的に進めて実施基準を明確化したほか、指名競争入札における業者選考基準の明確化や随意契約ガイドラインの策定により随意契約とできる契約の要件を整理し起案書に明記させるなどして、公正性や透明性の向上に向けて改善を実施している。また、違反行為等を行った事業者の指名停止基準を明確化し、談合等の不正行為をはじめ、業務不履行や業務上の事故を起こした事業者なども指名停止の対象とするなどして、安全かつ円滑な業務の履行について事業者を意識を求めている。

一方、公平性、公正性の確保に当たっては、公契約の相手方として適切な事業者なのかを常に意識する必要があるが、仮に落札後から契約締結までの間に契約の相手方となる事業者の問題が発覚した場合については、契約の相手方としないものとすべきと考える。

・公平性・公正性を平等であることと考えると、地域内への優先発注することは相反するので整理した方が良い。(再掲)

・仮契約業者が指名停止になるなど、契約を維持すべきでない相手であれば契約を解除すべき。

・仮契約を解除することが自治体側の判断でできるような契約条項としておくとういと思う。

5 まとめ

これまで旭川市の公契約については行政側の課題として対応がなされてきた。しかし、今回条例が制定されたことは、公契約に対する市民の関心の高まりが表れたものであり、市は条例の趣旨を尊重し、事業者や公契約従事者といった関係者、地域全体での取組として課題解決を進めていかなければならない。行政の目的は市民の福祉の増進にあり、事業者が元気になることで地域経済が循環し、そこで働く者が輝くことができる地域社会を構築するために、その一翼を公契約がどのように担っていくのか、行政はしっかりと研究し、取り組んでほしい。

今回附則に示された条例の運用状況の検証に当たって、本委員会では旭川市の公契約施策全般について議論をしてきた。この中で、基本方針の「地域内での経済の循環及び活性化を図ること」、「品質及び適正な履行を確保すること」、「公平性、公正性及び透明性の向上を図ること」の推進に当たっては、一定程度評価できるものとして今後その推進が期待されるところである。一方で、新たに定めた「公契約に係る業務に従

事する者の適正な労働環境を確保すること」については、実効性の観点から事業者の取組に強制力を持たせるべきか、行政がどこまで関わるべきかについて、特に賃金条項の必要性を中心とした議論となったが、結果としては残念ながら意見の一致を見なかったところである。しかし、いずれにしても条例の実効性を確認するために実態の把握は必要であり、行政は調査の仕組み作りを急ぐ必要があると考える。

労働環境の整備は一義的には雇用主である事業者が主体的に取り組むべきことではあるが、他都市で公契約条例が制定されてる実態を見れば、行政が後押しすることも時代的に要請されていると考える。しかしながら、過度な条件設定により事業者の入札参加を敬遠させることになれば、むしろ業績悪化により雇用の受け皿となる事業者に悪影響を与えてしまうおそれがあるなどのジレンマもあり、地域を構成する者が各々の使命として理解し、バランスを保つことで発展していくべきものと考ええる。行政には様々な意見に耳を傾け、実効性の高い施策を展開していくことを期待する。

第5 資料(略)

- ・ 旭川市における公契約の基本を定める条例
- ・ 旭川市における公契約の基本を定める条例推進措置要領

- ・ 旭川市契約審査委員会条例
- ・ 旭川市契約審査委員会運営要綱

本資料は、旭川市役所ウェブサイトより引用した。